

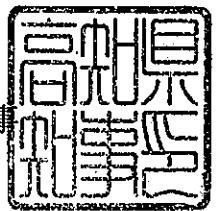


3 高土政第 811 号

令和 3 年 11 月 30 日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会 会長 様

高知県知事



令和 3 年度幡多三市一町一村区長会連絡協議会からの
知事への要望に対する文書回答について

令和 3 年 10 月 27 日にご要望いただいた項目に対する回答を別紙のとおり送付し
ます。

令和3年11月30日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

1. 幡多広域的な要望事項

(1) 地域医療の確保について

[四万十市区長会]

(医療政策課)

(答)

1 「日本一の健康長寿県構想」で高知県が目指している「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」を実現するためには、地域医療の確保が重要です。

2 そのため、できる限り、住み慣れた地域において、その方の健康状態に応じた適切なサービスが受けられる体制を作っていくこと、高知版地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

具体的には、それぞれの地域において医療、介護、福祉などのサービスをつなぐ役割を担うかかりつけ医となる総合診療専門医の養成をはじめ、中山間地域でも在宅の医療・介護が受けられるよう訪問看護や訪問介護の事業者への支援なども行っています。併せて、医師や介護サービスの事業者が在宅医療の情報を共有できるシステムの構築にも取り組み、入院から退院、在宅まで切れ目なく地域で連携できる仕組みを構築します。

3 医師の確保については、医学生を対象とした医師養成奨学貸付金制度や若手医師のキャリア形成支援の充実強化を図るなど、県内に医師が定着するための環境整備に努めてきました。その結果、初期臨床研修終了後に県内に就職した医師の数を見ますと、平成 20 年度は 18 名でしたが、平成 27 年度以降は 40 名を超える状況となつており、令和 3 年度は初めて 50 名を超えるました。若い世代の医師が順調に育っておりますので、その効果が、幡多地域をはじめ中山間地域にまで波及するよう、高知大学など関係機関と連携しながら地域偏在の解消に引き続き努めてまいります。

令和3年11月30日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

1 幡多広域的な要望事項

(2) 四国横断自動車道の整備促進について

[宿毛市地区長連合会]

(道路課)

(答)

- 1 四国横断自動車道は、地域産業の活性化や観光振興を下支えする基盤として、また、南海トラフ地震時の救援物資や応急救助機関を円滑に受け入れるための「命の道」として重要です。
- 2 また、地域住民の皆様の高速道路に対する期待が大きいことも十分認識しています。
- 3 このため、県では四国8の字ネットワークの整備を重要課題の一つとして位置付け、早期完成を目指し、他県とも連携しながら国等に提言を行っています。
- 4 幡多地域では、昨年度、中村宿毛道路が全線開通し、未事業化区间の「宿毛～内海」では、現在、都市計画手続きを進めています。

5 このように、四国横断自動車道が完成に向けて着実に前進していますのは、日頃から、幡多地域の皆様が、一致団結して地域の取り組みや実情を踏まえながら熱心に要望活動を行っていただいている結果であり、感謝します。

6 事業中区間の早期開通を図るためにには、設計協議や用地買収が円滑に進むことが大変重要であり、また、このことが次の区間の早期事業化にもつながることから、引き続き、地域の皆様のご協力をお願いします。

7 今後も、高知県知事として、また、全国高速道路建設協議会の副会長としても、四国横断自動車道の早期整備に向け全力で取り組んでいきます。

令和3年11月30日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

1 幡多広域的な要望事項

(3) 有害鳥獣対策について

〔土佐清水市連合区長会〕

(鳥獣対策課)

(答)

- 1 県内の農林水産業における鳥獣被害額は、各地域での防護柵の設置や捕獲の強化により、最も多かった平成24年度の約3分の1程度まで減少してきています。しかしながら、令和2年度の県内被害額は1億1,344万円と依然として高い水準にあり、このうち、幡多地域の被害額は3,116万円と県内の27.5%を占めています。
- 2 また、県内狩猟者の6.5%が65才以上となっており、各地域で高齢化による捕獲の担い手不足が課題となっています。
- 3 このため、今後とも手を緩めることなく、鳥獣被害対策を継続していくことが重要であると考えております。特に、ご要望のありました新たな狩猟者の確保や防護柵の設置につきましては、若い世代の方々にも狩猟に関心を持っていただく事業の実施や補助事業の充実などに引き続き取り組んでまいります。

令和3年11月30日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

1 幡多広域的な要望事項

(4) 海岸及び河川の維持管理について

[土佐清水市連合区長会]

(河川課)

(答)

- 1 海岸や河川の草刈り、ゴミ回収等につきましては、地域の皆様により自発的に実施していただき感謝申し上げます。
- 2 適切な維持管理に努めてまいりますが、皆様のご活動のなかで草刈りやゴミ回収等、必要な場所がございましたら、管理する土木事務所に、ご連絡をお願いします。
- 3 県では、河川の草の繁茂状況を確認し、治水上支障がある箇所につきましては、除草や河床掘削など、必要な対策を講じています。
- 4 また、海岸のゴミについては漂着状況を確認し、海岸保全施設の機能低下や環境の悪化が懸念される箇所につきましては、回収・処分など、必要な対策を講じています。
- 5 今後も官民協働の取り組みにご理解をいただき、引き続きご協力をお願いします。

令和3年11月30日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

1 幡多広域的な要望事項

(5) 広域道路ネットワーク構想路線（幡多西南地域道路）の促進
について

[大月町地区長自治会]

(道路課)

(答)

1 社会情勢の変化、新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化などを踏まえ、今後の四国地域の道路のあり方を示した「四国地域新広域道路交通ビジョン」と、ビジョンを元に概ね20～30年の中長期的な視点で検討を行った「四国地域新広域道路交通計画」が、本年6月までに策定されました。

2 幡多西南地域道路は、この計画でとりまとめた広域道路ネットワーク計画において、構想路線として位置付けられています。

3 県では、まずは、県の重要課題の一つである四国8の字ネットワークの早期完成に向け、全力で取り組んでまいります。広域道路ネットワーク構想路線については、整備の進捗状況を踏まえながら、国の動きなどにあわせて、具体的な検討に取り組んでまいります。

令和3年11月30日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

1. 幡多広域的な要望事項

(6) 県道中村宿毛線の整備促進について

[三原村区長会]

(道路課)

(答)

- 1 県道中村宿毛線は、南海トラフ地震の津波により寸断することが想定される国道321号の代替道路として、重要な路線の一つです。
- 2 これまで4工区で事業を実施してきており、平成30年度には、広野工区と上長谷工区の2工区が、2車線で完成しました。
- 3 現在事業中の、下切～石原工区と亀ノ川工区は「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」などの予算を活用しながら、事業を実施しています。
- 4 来年の夏頃に、下切～石原工区の一部である下切工区の740mが供用開始する予定であり、亀ノ川工区は、令和5年度の供用開始を目指し工事を進めているところです。
- 5 今後も、さらなる事業の進捗を図るために、予算の確保に向け、取り組んでいきますので、引き続き、ご支援とご協力をお願いします。

令和3年11月30日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

2 各市町村独自の重要要望事項

(1) 四万十川保全について

①水質保全について

〔四万十市区長会〕

(自然共生課)

(答)

1 これまでの愛媛・高知交流会議での意見交換により、広見川の濁水軽減は両県で取り組む課題として認識されるようになっています。愛媛県側では、全体の90%以上で浅水代かきに取り組んでいただいており、令和3年度4月の濁度調査では、透視度90cm以上の地点は過去2年間の2倍に増えています。

2 このように、農業濁水流出防止に取り組む農家が増える一方、一部の農家であっても濁水が流出することで川は濁ってしまうことから、濁水軽減に向けてはより実効性のある取組を継続的に続けていく必要があります。

3 このため、農業濁水への対策を実務者レベルで具体的に話し合う、
広見川等農業排水対策協議会と四万十市との意見交換会を開催し
ています。この中で浅水代かきの普及啓発、代かき時期の分散の推
進、土壌改良材の導入に向けた実証実験や、稲作農家にとってメリ
ットにつながる取組などについて協議を進めてきました。

4 清流「四万十川」を後世に引き継ぐよう、今後も引き続いて両県
の関係者が連携して四万十川の水質保全に取り組んでまいります。

令和3年11月30日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

2. 各市町村独自の重要要望事項

(1) 四万十川保全について

②景観保全について

[四万十市区長会]

(環境計画推進課・自然共生課)

(答)

1 太陽光発電については、平成30年4月の四万十川条例施行規則の改正により、周辺の景観と調和するように植栽や木柵で遮蔽することを許可基準に追加し、運用してまいりました。しかしながら、植栽樹種の選定において外来種による遮蔽の計画が申請されるなど、生態系への配慮の面での対策が必要となつたため、令和3年3月にさらなる規則改正を行い、許可基準の植栽にかかる記載に関し、「在来種」を追加しております。

2 また、高知県太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインでは、地域と調和した事業となるよう、合意形成を図るよう努めることを求めるとともに、設置を避けるべきエリアや、各法令の遵守を求めており、四万十川条例で指定されている重点地域についても、設置を避けるべきエリアとして記載しているところです。

3 ガイドラインの条例化による規制の強化については、職業選択の自由や財産権といった、憲法で保障された経済活動の自由を制限することにつながり、慎重な検討を要するとともに、既存法令等との整理など、課題が多岐にわたることが予想されます。

4 加えて、こうした問題は全国的な問題でもあることから、全国一律の法律という形をとることが望ましいと考えており、全国知事会を通じて政策提言も行っているところです。

5 県としましては、事業者に対し、関係法令やガイドラインに沿った事業となるよう、引き続き市町村と連携し、取り組んでまいります。

令和3年11月30日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

2 各市町村独自の重要要望事項

(1) 四万十川保全について

③資源保全について

[四万十市区長会]

(漁業管理課)

(答)

1 高知県内水面漁場管理委員会では、テナガエビ類の資源保護対策として、産卵期を含む期間を禁漁にする措置を平成30年度から実施しております。資源の減少が問題視される前の水準にまで回復したとはいえないものの、専門家からは一定の回復基調が認められるとの評価を得ており、令和5年度まで引き続き規制措置を継続することとしています。今後とも規制の効果を確認しながら、テナガエビ資源の回復と持続的な利用を目指し、必要に応じて、さらなる規制についても検討して参りたいと考えております。

2 また、四万十川内水面漁業の振興を図ることを目的として流域の漁協や市町で構成する四万十川漁業振興協議会へ今年度から県もオブザーバー参加させていただき、アユをはじめとする河川の資源や環境改善に関する取組について支援させていただくこととしております。

令和3年11月30日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

2 各市町村独自の重要要望事項

(2) 二級河川与市明川に隣接する県道7号宿毛城辺線の冠水対策について

[宿毛市地区長連合会]

(道路課)

(答)

○ 1 県道宿毛城辺線は、新たに高台に移転する宿毛市庁舎へアクセスする道路であるとともに、宿毛湾港を中心とした産業・経済を支え、災害時には緊急輸送道路の役割を果たす重要な路線の一つです。

○ 2 この路線については、2車線での改良が完了していますが、豪雨時には、路面の冠水による通行止めが発生しており、ご不便をおかけしています。

○ 3 道路の冠水対策としては、令和2年度から錦地区での河川改修事業と併せて、嵩上げ工事に着手しており、内水対策は、宿毛市で実施することとなっています。

4 地元の皆様のご協力により、用地買収も一定の目処が立ちました。今後も、事業効果を早期に發揮できるよう、関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

令和3年11月30日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

2 各市町村独自の重要要望事項

(3) 町民の生活と産業振興を支える県道安満地福良線の早期完成について

[大月町地区長自治会]

(道路課)

(答)

- 1 県道安満地福良線は、地域住民の生活道であるとともに、地域の重要な産業であるマグロの養殖産業を支える唯一の道路です。
- 2 平成30年7月豪雨では、多くの箇所で被災を受け、安満地地区と龍ヶ迫地区の2地区で数ヶ月間の通行止めとなり、大変ご不便をおかけしました。皆様のご協力により、今年6月に全ての災害復旧工事が完成しました。
- 3 橘浦から泊浦の間は2車線での整備、泊浦から芳ノ澤の間は、
 1. 5車線的道路整備で「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」などの予算を積極的に活用しながら、重点的な整備を進めているところです。
- 4 関係する皆様には、狭隘区間での拡幅工事の際には、通行制限などにより、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

令和3年11月30日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

3 各市町村独自の要望事項

(1) 国道441号の整備促進について

[四万十市区長会]

(道路課)

(答)

- 1 国道441号口屋内バイパスは、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」予算を投入し、重点的かつ集中的に整備を進めている工区です。現在は、現道の狭隘区間での拡幅工事や残土処分場の整備を進めており、口屋内トンネル工事にも着手しています。
- 2 中半バイパスについても当路線の重要性を考慮し、口屋内バイパスと並行して整備を進めており、令和2年度から測量設計に着手しています。両バイパスの1日も早い完成供用に向けて、より一層の整備を図ります。
- 3 狹隘区間での拡幅工事では、通行制限などにより、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

令和3年11月30日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

3 各市町村独自の重要要望事項

(2) 旧県立宿毛病院跡地及び高知県関係施設の移転後跡地の利活用
について

[宿毛市地区長連合会]

(政策企画課)

(答)

1 旧県立宿毛病院跡地、宿毛警察署及び幡多土木事務所宿毛事務所の施設移転後の跡地につきましては、いずれも宿毛市の中心部に位置しており、跡地を有効に活用して市街地の活性化を図っていくことは大変重要なことと考えています。

2 宿毛市においては、令和2年度に都市計画マスタープランを改訂され、その中では、施設跡地や低未利用地を有効に活用し、まちの賑わいの創出を推進する方針が示されています。

3 県としても、できるだけ県有地を地元の活性化に役立てていただきたいと考えており、幡多の産業振興推進地域本部を窓口に宿毛市と情報交換をさせていただいているところです。
引き続き、市の考えをお伺いしながら、施設跡地の利活用が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

令和3年11月30日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

3 各市町村独自の要望事項

(3) 土佐清水市市野瀬～三原村狼内地区を結ぶ県道について

[土佐清水市連合区長会]

(道路課)

(答)

1 県道中村下ノ加江線は、土佐清水市から三原村を経由し、四万十

市に至る地元の方々の生活道路です。

2 当路線の土佐清水市市野瀬～三原村狼内地区間については、平成

9年度から1.5車線的道路整備として事業に着手し、一定の水準

で整備が完了しているところです。

3 当区間については、当面は、適切な維持管理に努めていきますが、

特に通行に支障となる箇所については、地元の方々の声をお聞きし

ながら、検討させていただき、現道の安全な通行の確保に取り組ん

でまいります。

令和3年11月30日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

3 各市町村独自の要望事項

(4) 県道宿毛宗呂下川口線の改良について

[土佐清水市連合区長会]

(道路課)

(答)

- 1 県道宿毛宗呂下川口線は、土佐清水市と宿毛市を結ぶ、生活道路であるとともに、災害等で国道321号が寸断した場合の代替道路として、重要な路線の一つです。
- 2 このため、坂井～出合工区の約2.9kmにおいて、平成21年度から整備を進めています。
- 3 「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」などの予算を活用しながら、今年度も、引き続き拡幅工事を進めるとともに、出合橋の架け替え工事にも着手する予定です。
- 4 関係する皆様には、用地買収へのご協力をお願いするとともに、狭隘区間での拡幅工事では、通行制限などにより、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

令和3年11月30日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

3 各市町村独自の要望事項

(5) 国道321号の改良整備の促進について

[大月町地区長自治会]

(道路課)

(答)

- 1 国道321号弘見工区では、歩道の連続性を保つため、既に整備が完了している宿毛市側から順次事業を展開し、早期完成を目指して取り組んでまいりました。
- 2 しかしながら、用地買収が困難な箇所があることから、少しでも事業効果が発揮できるように大月町役場側からの工事に着手しています。
- 3 今後とも、安全・安心な歩行空間を確保するため、用地交渉に粘り強く取り組むとともに、用地買収が完了した箇所については工事を進めてまいりますので、引き続き、町や関係者の皆様のご協力をお願いします。

令和3年11月30日

幡多三市一町一村区長会連絡協議会

3. 各市町村の独自の要望事項

(6) 県道土佐清水宿毛線の整備促進について

[三原村区長会]

(道路課)

(答)

- 1 県道土佐清水宿毛線は、地域の皆様にとって重要な生活道路であるとともに、南海トラフ地震の津波により寸断することが想定される国道321号の代替え道路として、重要な路線の一つです。
- 2 現在、土佐清水市下ノ加江から三原村との境付近において「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」などの予算を活用しながら、通行の安全を確保するための防災対策を進めています。
- 3 また、三原村が整備を進めるユズ農園や農泊交流施設から三原村中心部へ向かう、未改良区間の芳井～下長谷工区では、拡幅工事の実施に向けて測量設計及び用地買収を進めています。
- 4 関係する皆様には、用地買収へのご協力をお願いするとともに、現道の狭隘区間での拡幅工事では、通行制限などにより、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。